

「関西スポーツ科学・ヘルスケア総合センター(仮称)」設立をめざして ～新駅・箕面船場駅ではスポーツ・健康をテーマにしたまちづくりを行います～

平成28年(2016年)12月7日(水)

平成28年12月7日、大阪大学、大阪船場繊維卸商団地協同組合及び箕面市は、スポーツ・健康まちづくりの推進を目的とした連携・協力についての基本協定書を締結しました。

また、基本協定書をふまえて、スポーツ・健康まちづくりの中核となる「関西スポーツ科学・ヘルスケア総合センター(仮称)」の設立及び運営に関する覚書を交換し、大阪大学大学院医学系研究科、大阪船場繊維卸商団地協同組合及び箕面市の三者で連携・協力していくことを確認しました。

今後は、覚書の趣旨に賛同する企業等も含めて計画の具体化に向けて協議を進め、平成33年4月に「関西スポーツ科学・ヘルスケア総合センター(仮称)」のオープンをめざします。

1. 箕面船場駅（仮称）周辺のまちづくりについて

箕面市では、現在、北大阪急行線の延伸と同時に、新駅(新箕面駅、箕面船場駅。いずれも仮称)周辺のまちづくりに取り組んでいます。

箕面船場駅周辺(4.8ha)では、大阪大学箕面キャンパスの移転のほか、市民文化ホールの移転・建替え、大阪大学と連携した図書館及び文化交流施設を整備する予定です。そのため、平成28年9月に土地区画整理組合が設立され、現在は建物の撤去工事が進んでいます。

また、箕面船場駅周辺のまちづくりの核の一つとして、大阪大学大学院医学系研究科と大阪船場繊維卸商団地協同組合と箕面市が連携し、健康寿命の延伸・予防医学の拠点として「関西スポーツ科学・ヘルスケア総合センター(仮称)」の整備について検討を進めています。これに伴い、平成28年12月7日に、同センター設立及び運営に関する覚書を三者で確認しました。



2. 「関西スポーツ科学・ヘルスケア総合センター（仮称）」について

「関西スポーツ科学・ヘルスケア総合センター(仮称)」については、平成26年から関係者連絡協議会を発足し、趣旨に賛同する企業とともに事業化に向けて協議・検討を進めてきました。

大阪大学の医学系研究科を中心とした研究組織では、健康寿命延伸のための医科学研究や、スポーツ・芸術を通した健康増進のための取り組みを推進しており、同センターで参画企業とともにこれをさらに発展させ、実用化をめざしていきます。また、同センターは、その取り組みの成果を市民に提供する場としても活用し、今後、スポーツ・健康まちづくりの拠点としていきます。

3. 基本協定書及び覚書の主な内容等について

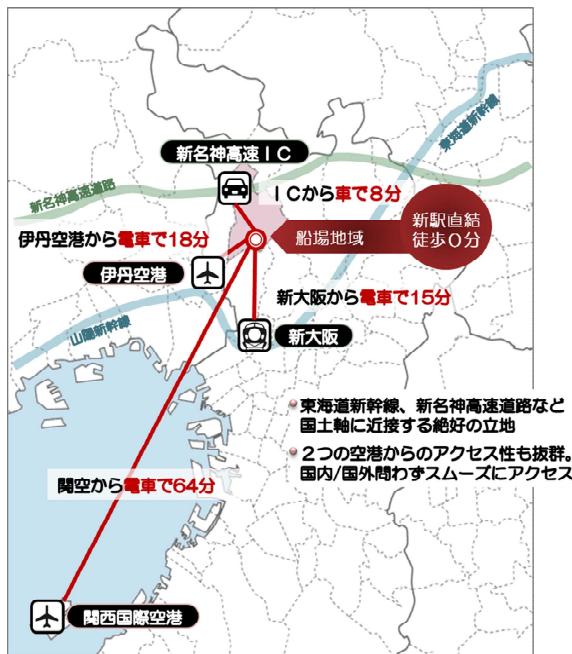
基本協定書は、スポーツ・健康まちづくりの推進のため、三者の資源及び人材等を活かし、連携・協力することによって、地域の発展・振興並びに教育・研究の推進と人材育成を行うことを目的としています。

また、覚書では、「関西スポーツ科学・ヘルスケア総合センター(仮称)」の設立及び運営を連携・協力して行うため、三者の役割を定めています。大阪大学大学院医学系研究科は「関西スポーツ科学・ヘルスケア総合センター(仮称)」の設立構想及び運営等の具体化、大阪船場織維卸商団地協同組合は設立・運営の支援、箕面市は設立・運営の支援とともにセンターを活用したスポーツ・健康まちづくりに関する各種施策の検討に取り組みます。

今後は、趣旨に賛同する企業も含めて計画の具体化に向けて協議を進め、平成33年4月のオープンをめざします。

【参考】北大阪急行線延伸による箕面船場地域のポテンシャル

北大阪急行線延伸プロジェクトでは、大阪の大動脈である地下鉄御堂筋線・北大阪急行線(現在は千里中央まで)を北に向かって2.5km 延伸します。



延伸により箕面船場地域は、抜群のアクセス性により高いポテンシャルを発揮します。

- 新大阪から電車で15分
- 伊丹空港から電車で18分
- 関西国際空港から電車で64分
- 平成30年度開通予定の新名神高速道路ICからも車で8分

問い合わせ先

- 大阪大学大学院医学系研究科総務課庶務係
TEL : 06-6879-3005
- 箕面市地域創造部北急まちづくり推進室
TEL : 072-724-6744



国立大学法人大阪大学、大阪船場織維卸商団地協同組合及び箕面市
との間における連携・協力の推進に関する基本協定書

(目的)

第1条 国立大学法人大阪大学、大阪船場織維卸商団地協同組合及び箕面市（以下「三者」という。）
は、スポーツ・健康まちづくりの推進について、三者の資源及び人材等を活かし連携・協力すること
によって、地域の発展・振興並びに教育・研究の推進と人材育成に資することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 三者は、前条の目的を実現するため、平等互恵の精神に基づいて、次に掲げる連携・協力を推
進するとともに、その実現に努める。

- (1) 知的・物的資源の相互活用
- (2) 共同による調査研究及び事業の実施
- (3) 人的交流の促進
- (4) その他前条の目的を実現するために必要な協力

(協定期間)

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成33年3月31日までとする。ただし、有効期
間満了の3月前までに三者のいずれかからも更新の異議申し立てがない限り、有効期間満了の翌日か
ら1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第4条 本協定書に定めるもののほか、必要な事項については、三者が協議し決定する。

本協定書の締結を証するため、本協定書3通を作成し、三者それぞれ1通を保管する。

平成28年12月7日

大阪府吹田市山田丘1番1号

国立大学法人大阪大学総長 西尾 章治郎

大阪府箕面市船場東2丁目5番47号

大阪船場織維卸商団地協同組合理事長 俣野 富美雄

大阪府箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市長 倉田 哲郎



国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科、大阪船場織維卸商団地協同組合及び箕面市との間における関西スポーツ科学・ヘルスケア総合センター（仮称）設立に関する覚書

国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科（以下「甲」という。）、大阪船場織維卸商団地協同組合（以下「乙」という。）及び箕面市（以下「丙」という。）は、国立大学法人大阪大学、大阪船場織維卸商団地協同組合及び箕面市との間における連携・協力の推進に関する基本協定書（以下「協定書」という。）に基づき、健康まちづくりの推進の中核となる関西スポーツ科学・ヘルスケア総合センター（仮称）（以下「センター」という。）の設立及び運営を連携・協力して行うため、次のとおり覚書を締結する。

第1条 甲、乙及び丙（以下「三者」という。）は、次のとおり取り組むものとする。

- (1) 甲は、同大学内の関連する部局等と連携し、センターの設立構想及び運営等の具体化を検討する。
- (2) 乙は、組合員と連携し、センターの建設、必要なスペースの確保及び家賃の低廉化等、センターの設立・運営の支援策を検討する。
- (3) 丙は、関係機関、関係団体等と連携し、国の交付金の確保等、センターの設立・運営の支援策とともに、センターを活用したスポーツと健康のまちづくりに資する各種施策を検討する。

第2条 三者は、連携・協力を円滑かつ効果的に進めるため、平成26年11月26日付で設置した関西スポーツ科学・ヘルスケア総合センター（仮称）関係者連絡協議会に前条に基づき検討した結果を報告し、諸課題について協議等を行う。

第3条 三者は、センターを設立後もセンターの持続的な発展のために、引き続き連携・協力して取り組むものとする。

第4条 本覚書の有効期間は、本覚書締結日から平成33年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3月前までに三者のいずれかからも更新の異議申し立てがない限り、有効期間満了の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

第5条 本覚書に定めるもののほか、必要な事項については、三者が協議し決定する。

本覚書の締結を証するため、本覚書3通を作成し、三者それぞれ1通を保管する。

平成28年12月7日

大阪府吹田市山田丘2番2号

国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科長 澤 芳樹

大阪府箕面市船場東2丁目5番47号

大阪船場織維卸商団地協同組合理事長 俣野 富美雄

大阪府箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市長 倉田哲郎